

収 入
印 紙

修 繕 契 約 書（案）

宮崎県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、甲が次の施設の修繕を依頼し、乙がこれを修繕することについて、次のとおり契約を締結する。

修 繕 名 警察学校射撃場バックストップ塗装外修繕

施設の場所 宮崎市大坪東1丁目1番35号 宮崎県警察学校教場別館（射撃場）

修 繕 内 容 仕様書のとおり

（引渡期限、契約金額等）

第1条 引渡期限、引渡場所、契約金額及び契約保証金額は、次のとおりとする。

(1) 引 渡 期 限 令和8年3月27日まで

(2) 引 渡 場 所 指定場所

(3) 契 約 金 額 金 円

（消費税及び地方消費税額金 円を含む。）

(4) 契約保証金額 金 円（契約保証金は、免除する。）

（一括下請負の禁止）

第2条 乙は、修繕の全部を第三者に請け負わせてはならない。

（実地調査等）

第3条 甲は、必要があると認めるときは、修繕業務の実施状況、修繕料の用途その他必要な事項について報告を求め、又は実地に調査することができる。

（成果品等の検査）

第4条 乙は、修繕を完了したときは、その旨を甲に連絡し甲の検査を受け、仕様書に示す成果品を提出しなければならない。

2 乙は、甲の行う検査に合格した後でなければ引渡しすることができない。検査に要する費用及び検査のため消耗破損したものは、全て乙の負担とする。

3 乙は、甲の指定した日時、場所において検査に立ち会うものとする。乙は、立ち会いをしないときは、検査の結果につき異議を申し立てることができないものとする。

（補修）

第5条 乙は、前条の検査の結果、不合格と決定した部分を遅滞なく補修しなければならない。前条の規定は、この条の規定による補修について準用する。

（補修の責任）

第6条 甲は、完了した修繕の引渡し後、修繕の内容に関してこの契約の内容と適合しないことを発見したときは、乙に対してその補修を請求することができる。

この場合において、その補修については乙の責任で行うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、乙が同項に規定する責任を履行しないときは、甲は乙の負担でこれを執行することができる。この場合において、乙に生じた損害については、甲は賠償の責任を負わないものとする。

（引渡期限の延長）

第7条 乙は、天災地変その他やむを得ない理由により引渡期限までに修繕を完了し引渡すことができないときは、その理由を詳記して期限延長の願出をすることができる。

- 2 前項の願出は、引渡期限までにしなければならない。

- 3 甲は第1項の願出が正当であると認めたときは、これを承認し、第9条の規定による損害金を免除することができる。

（請求及び支払い）

第8条 甲は、第4条（第5条後段において準用する場合を含む。）の規定による検査の完了後、乙の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

- 2 甲がその責めに帰すべき理由により前項に規定する期間内に契約金額の全部又は一部を支払わない場合には、乙は、甲に対して遅延日数に応じ、未受領金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（引渡しの遅延）

第9条 乙がその責めに帰すべき理由により引渡期限までに修繕を完了しない場合には、甲は、乙に対し遅延日数に応じ、未済部分の契約金額に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項本文に規定する財務大臣が決定する率の割合で計算した額に相当する金額を請求することができる。

（損害賠償）

第10条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 乙は、修繕業務の実施について第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（契約の解除）

第11条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
- (2) 乙が委託期間内に委託業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (3) 乙が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時修繕等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団関係者（宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 暴力団関係者が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団関係者を利用するなどしたと認められるとき。

エ 資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからウまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

オ 乙が、アからウまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（エに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

- 2 甲は、前項の規定による契約の解除によって生じた乙の損害については、その賠償の責めを負わないものとする。

（違約金の徴収）

第12条 甲が、前条第1項の規定により契約を解除した場合は、乙から違約金を徴収するものとする。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額の100分の10とし、乙は、甲が別に指定する期間内にこれを支払わなければならない。この場合において、第1条第4号に規定する契約保証金の納付が行われているときは、甲は、当該契約保証金をもって違約金に充当するものとする。

（修繕の中止）

第13条 甲は、必要があると認めるときは、乙と協議の上この契約の内容を変更し、又は修繕を中止させることができる。

（権利又は義務）

第14条 乙は、この契約から生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

（費用の負担）

第15条 乙は、この契約について契約事項に明示されていない事項であっても、修繕において当然必要とされる事項については、甲の指示に従い乙の負担で執行するものとする。

（秘密の保持）

第16条 乙は、この契約に伴う業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
2 前項の規定は、この契約に定める義務の履行を完了し、又はこの契約が解除された後においてもなおその効力を有するものとする。

（個人情報の保護）

第17条 乙は、修繕業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たって、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

（協議等）

第18条 前各条に定めるもののほか、この契約の履行に関し必要な事項は、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第6章の定めるところによるものとし、この契約に定める事項について疑義が生じた場合又はこの契約若しくは同章に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 宮 崎 県
宮崎県知事 河野 俊嗣

乙